

連
載

介護・福祉現場の チカラを高める職場づくり



社会保険労務士
事務所テラス

倉 雅彦 所長
(ケアマネ)

§6 労災補償の上乗せ保険(安全配慮義務)

労災申請トップの業種は
福祉・介護関連

事業所の経営は、さまざまなリスクと背中合わせです。例えば、従業員が身体または精神にダメージを受けることもひとつのリスクといえます。それが業務に起因するものであれば「労働災害」となり、さらに命にかかわるような深刻なケースの場合、法人が受けるダメージは計り知れません。事業所で働く生身の従業員を預かっている以上、法人は重大な責任を負っていることとなります。

特に深刻なのは「ストレス」による心の病で、「労働災害」に申請されるケースが増えています。今年6月に厚生労働省が発表した2012(平成24)年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によると、過労やいじめでうつ病などの精神疾患を発症して労災認定を受けた件数は、前年度から150件増の475件と過去最多です。

労災認定増加の背景は、うつ病などの精神疾患で労災申請できるという意識が従業員の間で浸透してきている上、仕事量の増加による強い不安も影響していると考えられます。

私病として休職していた従業員が「仕事が原因で精神的な病を発症した」と主張し出し、誠意を持って対応して示談で決着するかと思われましたが、親が出てきて「労災申請する上、損害賠償請求の訴訟も起こす」という思いがけない展開となり、大変な目にあつたという事業所もあります。

また認定された475件の発症原因は、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」59件、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」55件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」51件の順に多い状況です。

精神障害による労災認定の多い業種のうち、請求件数111、支給決定件数33と、ともに上位15業種中最多なのが「社会保険・社会福祉・介護事業」という結果に。

申請件数が多い背景には、社会保険・労働保険制度上で仕事しているため制度に詳しい方が多い、また権利意識が強いことがあると考えます。

労災申請を巡っては、うつ病など精神疾患に關しては発症前1カ月に160時間以上の残業を行っていた場合に認定。脳・心臓疾患は、発症前2

～6カ月間にわたり、1カ月当たり80時間以上の残業をしていた場合などに認定されています。万が一、従業員が心の病になり労災を申請する事態になると法人の「安全配慮義務」を問われることになりかねません。

この安全配慮義務とは、従来は判例理論における雇用契約上の付随義務とされてきましたが、2008(平成20)年3月1日から施行された労働契約法第5条に「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と明文化されており、法人に対して一層安全配慮義務を求めています。

労働契約法第5条の「生命・身体等の安全」とは、長時間労働・メンタルヘルス・セクハラ・パワハラなど多岐に及んでいます。仮に従業員が業務の遂行上または起因して損害を被つたとして法人を訴え、安全配慮義務を尽くしていないと認定された場合は、安全配慮義務違反として損害賠償が認められています。

法人は、日頃から労災補償及び損害賠償請求リスクの脅威にさらされていることを自覚すべきでしょう。特に小規模の医療・福祉分野の経営者は、他業種に比べて、このリスクに対する意識が希薄であるように思えます。

保険でリスクに備え
福利厚生もプラス

リスクに備える方法として、企業向け保険への加入があげられます。リスク回避にプラスして福利厚生制度を充実させることも可能です。従業員の心と身体の健康を増進し、万が一の事態にも備えることができる保険プラン例を参考までにご紹介します。

労災でも事故による災害補償がメイン、さらに福利厚生をプラスしたプラン例として、あんしん財団(財団法人中小企業災害補償共済福祉財団)の共済があります。

① 災害補償共済事業

万が一のケガ、死亡及び障害または入院・通院となった場合、業務上・業務外を問わずに補償。交通事故や海外のケガにも対応する。

② 災害防止事業

・ 仕事上のケガを防ぐために設備の購入、機

械の検査、または各種講習受講のための助成金制度。

・ 安全衛生や健康づくりに関する教材の貸出、配布、セミナー開催などのサポート制度。
例) エアコン、空気清浄機、スタッドレスタイヤ、台車、はしご、脚立購入などの一部助成制度(加入条件・限度額あり)

③ 福利厚生事業

従業員とその家族のために、レジャー施設利用、定期健康診断、人間ドック補助制度など。

ケガだけでなくメンタルヘルスなども含めた病気、さらに不幸にも亡くなってしまった場合、従業員をはじめ家族への補償は莫(ばく)大な金額となります。

労災が認定された際に生活補償まで担保できるプラン例として、メットライフアリコ生命保険株式会社の「CEB従業員総合保障プラン」があります。

① 従業員や家族の生活補償が可能。

② 医師による審査が不要で告知書のみで良い。

③ 保険料は全額損金に算入できる。

④ 病気やケガなど業務上・業務外を問わず24時間補償を受けられる。

⑤ 付帯サービスとして、従業員を対象に、医師や看護師による電話での健康相談、電話や面接によるメンタルヘルスサポートサービスなどを提供。

保険でリスクに備えることも大事ですが、労災申請がなくなるような労働環境を整えることも重要です。そのためにも、次号以降でセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止、職員とのコミュニケーション方法やメンタルヘルスなどについてお伝えしていきます。

情報提供

■ 財団法人中小企業災害補償共済福祉財団
(あんしん財団) TEL 011(207)0341

■ メットライフアリコ生命保険株式会社
TEL 011(222)6808

※ ※ ※

【訂正】5日付の§4の2段目上から3行目、「日本の総人口が2015年から減少に転じていくなかで、」とあるのは「日本の総人口が2005年から減少に転じていくなかで、」の誤りでした。訂正しておわびします。